

当院は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、厚生局長に届出を行なっております。

(1) 基本診療料の施設基準

【明細書発行体制等加算】

当院では、患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。

明細書は、行われた検査や手術等の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計にてその旨お申し出下さい。

なお、窓口負担額のない患者さまにも明細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望する方は、会計にてその旨お申し出下さい。

【電子的診療情報連携体制整備加算】

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用するなど医療DXにかかる取り組みを実施することで、質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

【短期滞在手術等基本料1】

(2) 特掲診療料の施設基準

【コンタクトレンズ検査料1】

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療(眼科学的検査)に係る費用は次のとおりです。

基本診療料		特掲診療料	
初診料	291点	コンタクトレンズ検査料 1	200点
再診料	76点	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5	
電子的診療情報連携体制整備加算		初診 23点 再診 6点	
初診 4点 再診 2点			
外来・在宅物価対応料	2点		

- ・コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により異なった診療費用を算定する場合があります。
- ・コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

診療医師名：高橋 幸輝

眼科診療経験：2006年から眼科診療開始

【緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)】

【外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5】

当院における個人情報の利用目的

当院は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。
個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお申し出下さい。

① 当院が患者に提供する医療サービス

② 医療保険事務

③ 当院の管理運営業務

- ・ 入退院等の病棟管理
- ・ 会計・経理
- ・ 医療事故等の報告
- ・ 当該患者の医療サービスの向上
- ・ その他、当院の管理運営業務に関する利用

④ 他の事業者等への情報提供

- ・ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ・ 他の医療機関等からの照会への回答
- ・ 患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 検体検査業務の委託その他の業務委託
- ・ ご家族等への病状説明
- ・ その他、患者への医療提供に関する利用

⑤ 診療費請求のための事務

- ・ 当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- ・ 審査支払機関へのレセプトの提出(適切な保険者への請求を含む。)
- ・ 審査支払機関又は保険者への照会
- ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会、照会への回答
- ・ その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

⑥ 企業等から委託を受けて行う健康診断等を行った場合における、企業等へのその結果の通知

⑦ 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

⑧ 当院の教育

- ・ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 当院内において行われる学生の実習への協力
- ・ 当院内において行われる症例研究

⑨ 外部監査機関への情報提供

付記

1. 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
2. お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
3. これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

患者さまへのお知らせ

当院では以下の事項において、実費のご負担をお願いしております。

- | | |
|--------------|-----------|
| ・各種証明書 | 1,000 円＋税 |
| ・一般診断書(当院様式) | 3,000 円＋税 |
| ・特殊診断書(指定様式) | 5,000 円＋税 |
| ・保険に関する診断書 | 5,000 円＋税 |

※上記について、ご不明の点は受付へご相談ください。

保険指定医療機関等について

保険医療機関

生活保護法指定医療機関

原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱医療機関

難病法指定医療機関

身体障害者福祉法指定医配置医療機関